

新潟県教育委員会による「令和6年度 第1回いじめ総点検」の実施について（報告）

新潟県教育委員会では、「学校の組織力強化」や「教員の意識改革と指導力・対応力の向上」など、4つの視点から、いじめ対策の強化に取り組んできました。その一環として、各学校におけるいじめ対策の現状について、点検や支援を行うための学校訪問を行っています。

この度、当校における点検が、下記のとおり実施されましたので、報告します。

記

1 日 時 令和6年9月19日（木） 14：00～16：00

2 場 所 県立塩沢商工高等学校 応接室

3 出席者 生徒指導課 指導主事 2名
管理職、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）、各学年主任 6名

4 指導内容

(1) チェックシートに基づく書類点検と指導・助言

- ・ 会議録は5年間保存する。そのため、所定の用紙による作成と、管理職が確認印を押印するまでを確実にいき、記録・保存する。
- ・ 「いじめを認知しなかった」事案についても、認知しない根拠を明確にし、記録に残しておく。
- ・ 聞き取りの際には、事実のみを記録する。（事実確認と指導を混同しない）
- ・ スクールカウンセラーと、全てのいじめに関する案件を情報共有する。
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」については毎年見直しを行い、その内容に変更がなかったとしても、更新したものをHP掲載やプリント配布等で保護者に周知する。
- ・ 校内研修について、①ゲートキーパー研修、②情報モラルに関する研修、は教員全員が参加を必修とする。また、毎年、内容の充実、見直しを行っていく。
- ・ 令和4年12月、生徒指導提要在改定されたことに伴い、「未然防止の生徒主体の取組（発達支持的生徒指導）」について、積極的な取組を行っていく。
- ・ 今後も、一人の教員の抱え込みとならないよう、些細なことでも迅速に組織的に対応する。また、必要に応じて外部機関との連携を躊躇なく行う。

(2) グループワークによる研修

- ・ 管理職、いじめ防止対策委員会のメンバーで、事例を基にしたミュレーションを行った。
- ・ その後、それぞれの対応のポイントについて指導・助言をいただいた。

5 校長より

今回の指導・助言を活かし、未然防止に努めるとともに、生徒・保護者に寄り添った支援を行い、今後もいじめを許さない学校づくりに取り組んでまいります。